

## スマートデバイスレンタル規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (規約の適用)

1. 本規約は、NIPPON Platform 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するスマートデバイスのレンタルを受けるスマートデバイス設置加盟店（以下「加盟店」といいます。）に適用されるものとします。
2. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、当社所定の方法により加盟店に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、加盟店は変更後の規約に従うものとします。

#### 第2条 (スマートデバイスのレンタル)

1. 当社は、当社の指定する申込み方法にてスマートデバイスのレンタルを希望する加盟店に対し、スマートデバイスをレンタルします。
2. 加盟店にレンタルするスマートデバイスは、当社が選択・決定するものとします。また、加盟店にレンタルされるスマートデバイスは、第8条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。

### 第2章 レンタル契約

#### 第3条 (レンタル契約の成立及び終了)

1. レンタル契約の申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。
2. レンタル契約は、レンタルを希望する加盟店に対しスマートデバイスを引渡したときに成立するものとします。
3. 第4条のレンタル料金の発生時期はスマートデバイスの引渡し日が属する月の翌月1日から発生するものとします。
4. 以下の場合、本規約に基づくスマートデバイスのレンタル契約は終了するものとします。但し、当社が別途定める最低利用期間中にレンタル契約が終了する場合、加盟店は、当社が別途定める事務手数料を当社に支払うものとします。
  - i. 加盟店がレンタル契約の解約を申し出た場合
  - ii. 加盟店が加盟店たる地位を喪失した場合
5. 前項の定めに該当する場合は、第9条の定めを準用するものとし、加盟店は同条に従いスマートデバイスを当社に返還するものとします。

6. 加盟店が利用しているスマートデバイス内のサービスのアップグレードを希望した場合、当社はスマートデバイスを交換等の方法によりアップグレードすることがあります。アップグレード後のレンタル料金が従前と異なる場合、アップグレードされたサービスが利用可能となった日の翌月 1 日から当該料金が適用されるものとします。本項に基づくアップグレードが行われた場合でも、上記のレンタル料金の変更を除いて、従前のレンタル契約の条件に変更はないものとします。

### 第3章 レンタル料金の支払

#### 第4条（レンタル料金）

スマートデバイスのレンタル料金は、別途当社が定める料金表によるものとし、加盟店はレンタル契約成立日の翌月 1 日以降のレンタル料金を支払うものとします。但し、加盟店が当社が別途加盟店に提供するサービスプランに加入する場合は、この限りではなく、同サービスプラン所定の料金が適用されるものとします。

#### 第5条（レンタル料金の支払方法等）

1. 加盟店は、別途当社が定める方法により、前条に定める月額レンタル料金を前月末日に支払うものとします。
2. 当社は、加盟店が支払ったレンタル料金は理由の如何を問わず返還しないものとします（月中にレンタル契約が終了した場合を含みます。）。
3. 当社は、前条に定めるレンタル料金、次項に定める延滞利息、第8条第2項及び第4項に定める費用及び第9条第2項及び第3項に定める費用その他本規約に基づく加盟店に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。
4. 加盟店は、当社に支払うべき金額を支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年6.0%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとします。

### 第4章 その他

#### 第6条（アプリケーションの追加・更新・削除）

1. 当社及び加盟店は、当社が承認したサービスに関するスマートデバイス上のアプリケーションが最新状態に保つよう努めるものとします。
2. スマートデバイス上のアプリケーションの追加・更新・削除は次のいずれかの方法により実施するものとします。
  - (ア) 加盟店によるスマートデバイス上の OS が提供するアプリケーション配信サービスによる方法（自動更新を含む）
  - (イ) レンタルしたスマートデバイスの交換による方法
  - (ウ) 当社または当社が委託した第三者がスマートデバイスを物理的な直接操作で行う

## 方法

(エ) 当社または当社が委託した第三者がスマートデバイスを遠隔操作で行う方法

3. 加盟店は当社が承認していないアプリケーションを当社の事前の承諾がなくインストールしてはならない。

## 第7条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、善良なる管理者の注意をもって、スマートデバイスを維持、管理するものとし、その利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - i. スマートデバイスへの当社の承認していないアプリケーションのインストール
  - ii. スマートデバイスの第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
  - iii. スマートデバイスの分解、解析、改造、改変等
  - iv. スマートデバイスの損壊、破棄、紛失、滅失等
  - v. スマートデバイスの著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
  - vi. 契約外の不正使用
  - vii. スマートデバイスの説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - viii. スマートデバイスの日本国外持ち出し
  - ix. 前各号に定める行為を助長すること
  - x. 前各号に該当するおそれがあると当社が判断すること
  - xi. その他、当社が不適切と判断すること
2. 前項の禁止行為の1に該当すると当社が判断した場合、加盟店は、「違約金」または「修理交換費」として別表に定める弁償金またはスマートデバイスの修理代相当額を支払うものとします。

## 第8条（故障等）

1. 当社は加盟店に対し、引き渡し時においてスマートデバイスが正常な性能を備えていること及びスマートデバイス内で提供するソフトウェアの適合性を担保し、これ以外の使用目的への適合性については担保致しません。
2. 加盟店にレンタルされたスマートデバイスが正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該スマートデバイスを正常なスマートデバイスと取り替えます。この場合、加盟店は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じたスマートデバイスを当社が指定する場所に送付するものとします（スマートデバイスが全部滅失して送付が不能な場合を除きます。）。なお、スマートデバイスの故障、破損等が加盟店の責めに帰すべき事由によるときは、加盟店は、別表に定める弁償金またはスマートデバイスの修理代相当額及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。

3. スマートデバイスの故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
4. スマートデバイスの故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、加盟店は、別表に定める弁償金またはスマートデバイスの修理代相当額及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。

#### 第9条（レンタル契約終了等に伴う返還）

1. 本規約に基づくスマートデバイスのレンタル契約が終了した場合、加盟店は、スマートデバイスを当社に返還するものとします。なお、スマートデバイス返還先住所については別途定めるものとします。
2. スマートデバイスの返還に要する費用は加盟店の負担とします。但し、当社が別途定める場合は、この限りではありません。また、かかる返還が完了するまでの間にスマートデバイスに故障等が発生した場合、当該スマートデバイスの修理交換料金等は加盟店の負担とします。
3. 事由の如何を問わずスマートデバイスのレンタル契約が終了した日の属する月の翌月20日（20日が土日祝祭日の場合は翌営業日）までにスマートデバイスが当社に返還されなかった場合、加盟店は、その期限の翌日から返還完了日までにつき、別途当社が定める料金表に記載した1ヵ月のレンタル料金にスマートデバイス返還遅延期間の月数を乗じた違約金をスマートデバイス返還日に支払うものとします。この場合1ヵ月単位で計算し、日割計算はしないものとします。

#### 第10条（譲渡等）

1. 加盟店は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき加盟店に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。加盟店は予めこれを承諾するものとします。
3.
  - (ア) 当社は、以下に定めるところに従い、本規約に基づくレンタル契約の当社の契約上の地位を、スマートデバイスの所有権とともに第三者に譲渡することができます。契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、(i) 当社のホームページへの掲載、(ii) 加盟店が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、及び(iii) 加盟店が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して加盟店に通知します。かかる通知を受領した加盟店は、当該通知に記

載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも1週間前に行うものとします。

(イ) 電子メールによる配信及び郵便による配達のいずれもがなされず、またはこれらの内容を確認する機会がなかったと当社が合理的に判断した加盟店は、その後明確な意思表示のない限り、譲渡に承諾したものとみなされないものとします。

(ウ) 加盟店は、ホームページへの掲載のなされた日から2か月の期間内に、当社ホームページへのアクセス、郵便またはホームページに掲載するその他の方法をもって、上記の譲渡について異議を述べるができるものとします。かかる異議が上記2か月の期間内に当社に到達した場合には、当該加盟店については、譲渡は有効に成立しなかったものとみなします。

(エ) 当社は、ホームページの掲載のなされた日から3か月の期間内に上記(ア)に定める方法により加盟店に通知して、上記の譲渡を解除することができます。かかる通知がなされた場合、通知の対象となった譲渡は、その成立に遡って解除されるものとします。かかる場合、加盟店は、上記の譲渡に承諾しなかったものとみなされます。

(オ) 予定どおり契約上の地位の譲渡が生じなかった場合には、当社は譲渡が行なわれなかった事実について速やかに加盟店に通知します。

(カ) 契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、加盟店は、以後譲受人のためにスマートデバイスを占有するものとします。但し、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。

4. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

#### 第11条（準拠法及び管轄）

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2017年1月11日制定)

(2017年8月29日改定)

(2017年11月9日改定)

(2018年1月27日改定)

(2018年6月1日改定)

(2018年9月25日改定)

(2019年7月12日改定)

(2019年11月5日改定)

(2020 年 1 月 10 日改定)

以上

別表：弁償金

< 弁償金 >

■ IFS100

対象	金額
本体（スマートデバイス）	8,000 円/台（不課税）
AC アダプター	1,000 円/個（不課税）
USB ケーブル	300 円/個（不課税）
送料	1,000 円/回（不課税）

■ NT-J1/NT-S1/NT-V1

対象	金額
本体（スマートデバイス）	15,000 円/台（不課税）
AC アダプター(USB ケーブル付き)	1,000 円/個（不課税）
送料	1,000 円/回（不課税）

以上

<変更履歴>

2017年1月11日制定

- ・新規作成

2017年1月11日改定

- ・誤植修正

2017年8月29日改定

- ・別表にスマートデバイスの種類を追加

2017年11月9日改定

- ・NIPPON Tablet への社名変更
- ・NIPPON Platform のサービス利用状況に依存しない内容に変更

2018年1月27日改定

- ・別表に新端末 NT・J1 のレンタル料及び弁償代金を追加

2018年6月1日改定

- ・初期費用を追加

2018年9月25日改定

- ・社名変更

2019年7月12日改定

- ・別表に新端末 NT・S1 のレンタル料及び弁償代金を追加

2019年7月12日改定

- ・サービス主体に NIPPON Platform 株式会社を追加

2020年1月10日改定

- ・当社から NIPPON Tablet 株式会社を除外
- ・最低利用期間及び最低利用期間内の契約終了時に発生する事務手数料を追加
- ・初期費用を削除及び条項削除に伴う条番号の変更
- ・別表に記載していた料金表を別途定める料金表に変更
- ・当社が別途提供する加盟店サービスプランに加入する場合を追加
- ・レンタル料金の発生開始日、支払日及びレンタル料金の返金に関する規定を追加



- ・別表の弁償金内容を変更（SIM カードを削除、送料及び NT-VI 端末を追加）